



○長野県告示第606号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第9条の18の規定により、同法第9条の19に規定する業務を行う者として、次のとおり指定した。

平成14年11月28日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 かりがね福祉会	小県郡真田町大字長 6430番地1	上田市中央3丁目5番 地1号	平成14年10月1日

障 害 福 祉 課

○長野県告示第607号

無医地区出張診療所運営費補助金交付要綱（昭和44年長野県告示第194号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年11月28日

長野県知事 田 中 康 夫

第3を次のように改める。

(交付対象市町村)

第3 この補助金の交付対象市町村は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定による過疎地域をその区域とする市町村であって、事業を行うものとする。

附則中「第3第1号」を「第3」に、「平成13年度」を「平成14年度」に、「3分の2」を「3分の1」に改める。

医 務 課

○長野県告示第608号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成14年11月28日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡本城村大字東条字大洞2688の36（国有林）、2688の48、2688の49、2688の59、2688の81、2688の82、2688の85、2688の86

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び東筑摩郡本城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森 林 保 全 課

○長野県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年12月13日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年11月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪辰野線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	諏訪市大字豊田字内山4665番の7地先から 諏訪市大字豊田字内山4665番の7地先まで	旧	m 32.4~52.5	km 0.0660
同	上	新	21.0~52.5	0.0660

道路維持課